

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	
5103B002z	zA100001	全府省	官公庁へのコーポレートカード及び購買カードの導入	会計関係法令に規定されている以外に、クレジットカード決済による支払いを規制する規則や運用は無い。	クレジットカードによる決済は行っていない。	C	-	個々の支出における公私の区別、支出の管理の徹底、カードの紛失やカード情報流出の危険性、さらに途上国などにおけるカード利用の限界等に鑑み、クレジットカードの利用を一律に導入することは困難。		C	-	各省庁で発生する出張旅費や物品購入などの支払いをクレジットカードや購買カード(職員食堂など使用できる場所を限定したカード)で支払う事について、規制の有無について改めて確認させていただきたい。(ある場合には、具体的な法律・通達名も併せてご教示いただきたく、お願いします。)	出張旅費については、旅費法により出張者個人に支払うことが決められている。
5109B007z	zA100001	全府省	公務員経費のカード決済	会計関係法令に規定されている以外に、クレジットカード決済による支払いを規制する規則や運用は無い。	クレジットカードによる決済は行っていない。	C	-	個々の支出における公私の区別、支出の管理の徹底、カードの紛失やカード情報流出の危険性、さらに途上国などにおけるカード利用の限界等に鑑み、クレジットカードの利用を一律に導入することは困難。		C	-	各省庁で発生する出張旅費や物品購入などの支払いをクレジットカードや購買カード(職員食堂など使用できる場所を限定したカード)で支払う事について、規制の有無について改めて確認させていただきたい。(ある場合には、具体的な法律・通達名も併せてご教示いただきたく、お願いします。)	出張旅費については、旅費法により出張者個人に支払うことが決められている。

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
zA100001	全府省	官公庁へのコーポレートカード及び購買カードの導入	5103	5103B002	1	6	株式会社オーエムシーカード	2	官公庁へのコーポレートカード及び購買カードの導入	官公庁の経費及び購買決済に関し、その簡素化、省力化、処理コストの削減、会計の透明性を図る目的で、電子化された支払インフラを導入するためにノウハウを有する民間業者がそのインフラを提供する		官公庁の一般経費及び購買決済に関し、その簡素化、処理コストの削減、会計の透明性を図ることに寄与できるクレジット決済の導入	
zA100001	全府省	公務員経費のカード決済	5109	5109B007	1	6	株式会社オリエントコーポレーション・オリファサービス債権回収株式会社	7	公務員経費のカード決済		事務の合理化	公務員等の出張その他の公務による代金を簡易な方法決済する	

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
5053A160zA zA100001	全省庁	省庁へのコーポレートカード及び購買カードの導入【新規】	会計関係法令に規定されている以外に、クレジットカード決済による支払いを規制する規則や運用は無い。	クレジットカードによる決済は行っていない。	C	-	個々の支出における公私の区別、支出の管理の徹底、カードの紛失やカード情報流出の危険性、さらに途上国などにおけるカード利用の限界等に鑑み、クレジットカードの利用を一律に導入することは困難。		各省庁で発生する出張旅費や物品購入などの支払いをクレジットカードや購買カード(職員食堂など使用できる場所を限定したカード)で支払う事について、規制の有無について改めて確認させていただきたく、お願いします。(ある場合には、具体的な法律・通達名も併せてご教示いただきたく、お願いします。)	C	-	出張旅費については、旅費法により出張者個人に支払うことが決められている。
5096A003zA zA100001	全府省	クレジットカード決済による支払業務	会計関係法令に規定されている以外に、クレジットカード決済による支払いを規制する規則や運用は無い。	クレジットカードによる決済は行っていない。	C	-	個々の支出における公私の区別、支出の管理の徹底、カードの紛失やカード情報流出の危険性、さらに途上国などにおけるカード利用の限界等に鑑み、クレジットカードの利用を一律に導入することは困難。		各省庁で発生する出張旅費や物品購入などの支払いをクレジットカードや購買カード(職員食堂など使用できる場所を限定したカード)で支払う事について、規制の有無について改めて確認させていただきたく、お願いします。(ある場合には、具体的な法律・通達名も併せてご教示いただきたく、お願いします。)	C	-	出張旅費については、旅費法により出張者個人に支払うことが決められている。

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
zA100001	全省庁	省庁へのコーポレートカード及び購買カードの導入【新規】	5053	5053A160	1	6	(社)日本経済団体連合会	160	省庁へのコーポレートカード及び購買カードの導入【新規】	省庁における決済業務電子化の一環として、現在、経済産業省が実験的に導入している出張、会議開催などにおけるクレジットカードの活用を進め、コーポレートカードや購買カードの本格導入に向けた検討を進めるべきである。		省庁の決済業務において、民間事業者のノウハウを活用したクレジットカードや購買カードを活用することによって、業務の簡素化、コスト削減、会計の透明性向上などが期待される。	現在、経済産業省において、出張、会議開催用としてコーポレートカードが実験的に導入されている。
zA100001	全府省	クレジットカード決済による支払業務	5096	5096A003	1	6	株式会社クレディセゾン・株式会社富士通総研	3	クレジットカード決済による支払業務	各省庁で発生する出張旅費や物品購入などの支払いを職員による立替精算や請求書支払でなく、クレジットカード支払で行うことに対する規制緩和(運用変更)をしていただきたい。	出張旅費や物品購入等の支払業務をクレジットカード払いで行い、仮払・立替払や請求書払いなどの業務処理を各職員にクレジットカードを配布し、業務を効率化・簡素化する。	前改定案に対し御省より「出張に係る経費については、厚生労働省においても個人所有のカードをもって精算している事例はあるところである。要望の国が出張者に対してクレジットカードを交付し、そのカードで決済することは、使用にあたっての公私混同の問題、カード決済が出来ない経費(バス代等)についての事務の煩雑化などの問題があることから現状では困難であると考え。なお、物品購入については、支出負担行為及び支出の確認、支出に関する書類が必要なことから現行の法制度では困難である。」との回答をいただいた。多くの省庁において既に実施済みであり問題が発生していないことから、公私混同や事務の煩雑化の問題はないものとする。物品購入についても現行制度内で既に実施している省庁もあることから、確認や書類の問題はクリア可能と考え。このため、御省においても導入をお願いしたい。	

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)
zA100002	警察庁、外務省	技術者等の入国規制緩和	外務省設置法第4条第13項、出入国管理及び難民認定法第6条第1項	中国人等に対しては入国に際し査証が必要である。	c		一般に短期滞在査証の免除は、二国間の人的交流の促進に加え、犯罪対策、出入国管理等の観点から総合的に検討し判断を行っている。なお、個別の来日の目的によって短期滞在査証免除を実施することは困難であるが、短期滞在に係る査証発給の迅速化については標準処理期間(5日)の設定などに既に取り組んでおり、引き続き努力してまいりたい。		「短期商用」に係る査証の必要性を否定できないことは、現時点での国内法制より承知している。但し、その発給を受けるための原則的手続きとして、日本側招へい機関の身元保証書等が必要書類とされているところ、申請書類整備に手間と時間を要する面を改善して頂きたい。例えば、身元保証書が中国側の機関が発行する証明書等で代替できれば、申請前の準備段階から起算して査証取得に至るまでの所要時間は短縮されることが見込まれる。日本側の対応を中国側に置き換える制度の検討をお願い致したい。	d		在中国の日本商工会議所等の会員企業である日系企業等の親会社が招聘する中国人については、日本の本社で身元保証書等を作成する必要がなく、当該日系企業の中国事務所の代表が各種書類を本所に替わって作成・提出することで足りるとする簡素化措置を実施している。また、申請人が「因公護照」にて査証申請を行う場合には、身元保証書及び招聘機関に関する資料を提出する必要はない。
5034A014zA												
zA100003	外務省 厚生労働省 法務省 警察庁	中国を始め東南アジアからのサービス産業従業員の入口規制緩和	出入国管理及び難民認定法				現在は専門的・技術的分野とは評価されていない分野における外国人労働者の受け入れについては、国民生活に与える影響を勘案し、総合的な観点から検討する必要がある。					
5034A015zA												

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
zA100002	警察庁、外務省	技術者等の入国規制緩和	5034	5034A014	1	2	(社)関西経済連合会	14	技術者等の入国規制緩和	中国をはじめ日本に入国する際に規制を受ける国であっても、来日の目的が研修、技術会議、設備・装置の確認等であることが確認できる技術者の場合、ビザを不要としてほしい。また、その際の手続き・承認等にかかる時間を短縮できるよう、諸々の整備をお願いしたい。		ジャストインタイム、必要とされる時間に来日が可能となれば、スケジュール組みに自由度が得られ、仕事効率も向上し、時間管理、効率活用、信頼等のため	
zA100003	外務省 厚生労働省 法務省 警察庁	中国を始め東南アジアからのサービス産業従業員の入国規制緩和	5034	5034A015	1	3	(社)関西経済連合会	15	中国を始め東南アジアからのサービス産業従業員の入国規制緩和	現在フードサービス業に従事する人口は400万人を超える状況ですが、特に若者がIT関連分野に転職するものも多く、全体的に人手不足であり、今後の少子化を含め重要な問題である。就労査証の発給緩和を求める。		調理分野・サービス分野の労働者の人口管理規制を緩和して欲しい。	

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
5034A016zA zA100004	中国人に対する 査証の発給緩和： 外務省 警察庁	ワーキングビザ及び観光ビザ発給 の緩和	外務省設置法第4条 第13項	中国人に対しては入国に際し査証が必要である。	d		日中間の経済交流の促進に資するため、中国人に対しては、一定基準を満たす日系企業関係者、IT関係者等に対し数次査証を発給しており、また、標準処理期間を5日に設定する等の措置をとっているところであるが、今後とも可能な範囲で発給要件の緩和を検討していく所存である。					
5034A016zA zA100005	就労査証の発給 緩和： 外務省 厚生労働省 警察庁	ワーキングビザ及び観光ビザ発給 の緩和	出入国管理及び難 民認定法									

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
zA100004	中国人に対する 査証の発給緩和： 外務省 警察庁	ワーキングビザ及び観光ビザ発給 の緩和	5034	5034A016	1	2	(社)関西経済連合会	16	ワーキングビザ及び観光ビザ発給の緩和	ワーカー不足傾向は明らかであり、FTA 絡みの対フィリピンワーカーへのワーキ ングビザ発給等の緩和が望まれる。又、 中国人に対するビザ発給も実質的に 様々規制があり取引に支障がある。中 国人に対する査証発給の緩和を求め る。		要望内容の通り	
zA100005	就労査証の発給 緩和：外務省 法務省 厚生労働省 警察庁	ワーキングビザ及び観光ビザ発給 の緩和	5034	5034A016	2	3	(社)関西経済連合会	16	ワーキングビザ及び観光ビザ発給の緩和	ワーカー不足傾向は明らかであり、FTA 絡みの対フィリピンワーカーへのワーキ ングビザ発給等の緩和が望まれる。又、 中国人に対するビザ発給も実質的に 様々規制があり取引に支障がある。		要望内容の通り	

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
5048A009zA zA100006	外務省 警察庁 (短期滞在査証 の免除)	外国人旅行者に対する査証手続き の緩和	外務省設置法第4条 第13項、出入国管 理及び難民認定法 第6条第1項	現在、計62の国・地域に対して短期滞 在査証免除を実施している。	C		一般に短期滞在査証の免除は、二国 間の人的交流の促進に加え、犯罪対 策、出入国管理等の観点を総合的に検 討し、国別に判断を行っており、個別の 来日の目的によって短期滞在査証免除 を実施することは困難であるが、短期 滞在に係る査証発給の手續の簡素化、 迅速化については既に取り組んでお り、引き続き努力してまいりたい。					
5048A010zA zA100007	法務省 警察庁 外務省	来日外国人・組織犯罪の防止	-	-	-	-	-					

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
zA100006	外務省 警察庁 (短期滞在査証 の免除)	外国人旅行者に対する査証手続き の緩和	5048	5048A009	1	2	東京都	9	外国人旅行者に対する査証手続きの緩和	<ul style="list-style-type: none"> 観光目的で来訪する旅行者に対しては、一定要件(出入国管理及び難民認定法別表第一に掲げる「短期滞在」の場合、往復予約済航空券を所持している場合等)の下での査証の免除を行うこと。 愛知万博期間中における、韓国及び台湾から観光目的で来訪する旅行者に対する一時的な査証免除については、期間終了後も継続し、将来的にはその恒久化を図ること。 		<p>日本を訪れる外国人旅行者は、日本人海外旅行者の4分の1に過ぎなかったという状況に対し、都は、千客万来の世界都市・東京の実現を目指して、「東京都観光産業振興プラン」を策定し、外国人旅行者を増加させるための具体的な施策を展開している。</p> <p>今後、外国人旅行者数の拡大を図るためには、不便を来たしている現在の査証制度を改善することが必要である。短期滞在査証の免除を求める。</p>	
zA100007	法務省 警察庁 外務省	来日外国人・組織犯罪の防止	5048	5048A010	1	3	東京都	10	来日外国人・組織犯罪の防止	<p>在留資格審査の一層の厳格化を図るとともに、既にアメリカで実施されているバイオメトリックス(生体認証技術)を活用した入国審査の実施など、早期に入国審査を厳格化すること。</p>	<p>退去強制した不法滞在者の水際での再入国阻止などによる来日外国人犯罪の抑止</p>	<p>・出入国管理法の改正により、在留資格取消制度の創設や不法残留罪の罰金額引上げが行われ、不法滞在者に対する取締りは一定の措置が講じられた。</p> <p>・また、バイオメトリックスを含めた入国審査の厳格化についても、平成18年の通常国会に法案を提出する方向で検討中とのことであり、一定の評価はできる。</p> <p>・しかしながら、不法入国の手法が、より悪質巧妙化している状況下、一日も早い入国審査の厳格化を求める。</p>	

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
5053A032zA zA100008	法務省 警察庁 厚生労働省 外務省	外国人研修・技能実習制度の見直し(1)	出入国管理及び難民認定法	-	-	-	研修・技能実習期間の伸長及び研修・技能実習生の受入れ人数の緩和については、研修・技能実習生の技術レベルの向上及び人材育成を通じたさらなる国際貢献の観点から前向きに検討する必要がある。なお、研修・技能実習制度を悪用する事例も見受けられることから、十分慎重に対応することが不可欠である。					
5053A033zA zA100009	法務省 警察庁 厚生労働省 外務省	外国人研修・技能実習制度の見直し(2)【新規】	出入国管理及び難民認定法	-	-	-	非実務研修、実務研修及び技能実習の期間については、画一的に対応するのではなく、職種によっては各々の期間を短縮したり長期化したりする場合も考えられるので、その実態に即した在留資格の創設を検討する必要がある。但し、研修・技能実習制度を悪用する事例が見受けられることから、本制度の適正な実施の観点から十分慎重に対応する必要がある。 技能実習のサービス業等への対象職種の拡大については、送出国及び受入れ企業のニーズ、国内の労働市場に及ぼす影響等を検証したうえで十分慎重に検討する必要がある。					

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
ZA100008	法務省 警察庁 厚生労働省 外務省	外国人研修・技能実習制度の見直し(1)	5053	5053A032	1	3	(社)日本経済団体連合会	32	外国人研修・技能実習制度の見直し(1)	過去数年に亘り研修生・技能実習生の受け入れ実績があり、かつ不正行為等なく適正な運営を行なっている企業を優良事業者として認定し、一定の要件のもと、最長期間を5年に延長し、受け入れ人数枠を緩和するべきである。現地の技能者を多能工として育成する必要性が生じていることから、企業単独型であれば技能実習移行職種の認定を簡略化し、その組み合わせ実習も可能にするなど、企業実態にあわせて現行制度を柔軟に見直すべきである。もしくは、海外現地法人の初級現場監督者クラスの人材が日本国内で長期間(3年前後)の実務研修を行なうことを可能とするよう在留資格を整備すべきである。		今日の急速なグローバル化の進展と技術や業務運営の革新・複雑化に鑑み、より多くの外国人が長期間、日本国内で実務研修を行なう必要性が生じている。また、現地法人の現場スタッフを多能工として日本国内で育成するケースもあるが、現行制度は単一の職種という考え方が強く、多能工化には対応できていない。技能実習によって身につけた単一の技能では、帰国後、現地法人で活かすことができず、指導的な職務につくことができないことも考えられる。結果的に発展途上国への技術移転という制度の趣旨に則った活動が行えない。第3次出入国管理基本計画(2005年3月)では、「問題の少ない企業単独型研修は企業活動の変化等に応じた基準緩和を検討し、技能実習の対象職種も幅広く見直していく」とされており、見直しの際には上記の観点も考慮に入れるべきである。企業のグローバル展開によって現地スタッフの育成方法も多様化しており、そうした動きに研修・技能実習制度が対応できなければ、在留資格の改定、創設も含めて検討すべきである。	外国人研修・技能実習生制度については、財団法人国際研修協力機構(JITCO)が中心となり、「技能実習制度推進事業運営基本方針」に沿って運営されている。研修期間は技能実習と合わせて最長3年、受け入れ人数は当該受け入れ企業の常勤従業員数の5%(中小企業特例あり)となっており、技能実習移行対象職種は62職種114作業に限定されている。技能実習を行なう際、当該職種の作業はJITCOの指導により全労働時間の6割以上でなければならない。
ZA100009	法務省 警察庁 厚生労働省 外務省	外国人研修・技能実習制度の見直し(2)[新規]	5053	5053A033	1	3	(社)日本経済団体連合会	33	外国人研修・技能実習制度の見直し(2)[新規]	外国人技能実習制度に関する在留資格の創設等 同制度における非実務研修、実務研修、技能実習の期間等について柔軟性を確保すべく、「技能実習」を前提として在留する外国人については、在留期間を通じた新たな在留資格を創設すべきである(例えば、新たな在留資格の下では、半年の研修と2年半の技能実習や母国で一定の研修を終了した場合には更なる研修期間の短縮と技能実習期間の長期化を可能とする)。技能実習の対象職種の拡大 技能実習の対象職種は、現在、その大半が製造業に係る職種であるが、サービス業を含め開発途上国等に高いニーズがあり、わが国において優れた知見・技術が蓄積されている分野等(例えばチェーン展開されている各種サービス事業等)について対象職種を拡大すべきである。 受入企業・技能実習生双方のニーズに基づく在留資格の変更	(具体的内容 右下の続き) 研修・技能実習生の中には、研修・技能実習で得た技能を母国において活かすのみならず、将来的にわが国経済社会の発展にも活かしたいと希望する者もあり、受入側にも担い手として引き続きの滞在を希望する者は少なくない。そこで、わが国の産業競争力、地域経済、国民生活の維持・強化に必要な分野について、特に高度な技能等を修得した者については、専門的・技術的分野の人材としてわが国において就労を認めることにつき、検討を進めるべきである。	研修生から技能実習生への移行者が2万人を超える等(2003年)、本制度がわが国および開発途上国において欠かさない制度となった今、研修・技能実習制度を適正かつ円滑に推進し一層充実させていくためには、運用の適正化とともに、制度自体の見直しも併せて行う必要がある。なお、日インドネシアEPAの協議において、インドネシア側からも、同制度の見直しについて、研修期間における待遇の改善、技能実習対象業種の拡大、実習後の就労等への要望が寄せられている。	現行の研修・技能実習制度は、1年間の「研修(非実務研修及び実務研修)」(生活実費として研修手当を支給)と2年間の「技能実習」(労働の対価として賃金を支給)の最長3年間で構成され、「技能実習」の対象職種は、技能検定等の対象となる62職種114作業に限定されている。また、技能実習修了後の就労は認められていない。2005年3月29日に策定された「第三次出入国管理基本計画」では、同制度の見直しとして、技能実習に係る在留資格の創設や実務研修中における法的保護の在り方、国際貢献に資する観点からの技能実習の対象職種の幅広い見直し、等が指摘されている。

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
5053A111zA zA100010	外務省 警察庁	韓国に対する商用・観光ビザの免除【新規】	外務省設置法第4条第13項、出入国管理及び難民認定法第6条第1項	韓国人に対しては本年3月1日より9月30日まで短期滞在査証免除を実施している。	b		韓国に対する短期滞在査証免除については、現在実施されている査証免除の実施結果及び我が国における犯罪状況等を踏まえて総合的に検討する考えである。		平成18年度までに実施困難とされる理由について具体的に示されたい。	b		韓国人に対する短期滞在査証免除については、現在実施されている査証免除の実施結果及び我が国における犯罪状況等を踏まえて総合的に検討する考えであり、現時点で具体的な実施時期を明記することは困難である。
5053A143zA zA100011	全省庁	国・地方自治体向け金銭債権の証券化等に係る譲渡禁止特約の解除	平成13年12月17日付平成13・12・14中庁第2号及び平成16年3月経済産業省よりの「債権譲渡禁止特約の解除範囲拡大の御依頼」	契約書に記載の債権譲渡の禁止条項に、必要に応じて債権譲渡禁止特約のただし書きを設けている。	c	-	無制限な債権の譲渡は、国の債務権利関係を複雑化し(債主が特定できなくなる)、過剰な負担を生じせしめる可能性があるが、外務省としては、全省庁で統一的な対応がされるのであれば、検討可能。		要望者の以下の意見を踏まえ再検討願いたい。 「既に措置済みとしている省庁がある一方で、「検討する」と回答しつつ検討期間が明記されていない省庁があるなど、対応に相違があり、各省庁の統一かつ早急な対応を強く求める。」	c	-	無制限な債権の譲渡は、国の債務権利関係を複雑化し(債主が特定できなくなる)、過剰な負担を生じせしめる可能性があるが、外務省としては、全省庁で統一的な対応がされるのであれば、検討可能。

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
zA100010	外務省 警察庁	韓国に対する商用・観光ビザの免除[新規]	5053	5053A111	1	2	(社)日本経済団体連合会	111	韓国に対する商用・観光ビザの免除[新規]	韓国を商用・観光ビザ免除国に含めるべきである。具体的には、現在、「愛・地球博覧会」の開催に伴い9月30日まで暫定的に採用されている韓国への商用・観光ビザ免除措置を恒久化すべきである。		外国旅行者を対象とした観光は、「ビジット・ジャパン・キャンペーン」に見られるように国の施策としても重要な意味をもち、また地域活性化の手段としても注目すべきものである。 特に、アジア諸国からの観光客は今後最も増加率が高いと予想されるが、アジア諸国で現在、商用・観光査証が免除されているのはシンガポール、ブルネイ、香港、マカオのみである。今後、査証免除対象国を増加させていくべきであり、特に、韓国については 現在訪日する外国人数の一番多い国が韓国であり、規制緩和が進めば日韓の交流が進み、一層の集客が見込めること イギリス、フランス、ドイツ等は韓国を査証免除国にしていること 韓国は日本人に対して査証免除措置をとっていること 現在万博に伴う期間限定査証免除が行われており、過去にもサッカーワールドカップ日韓共催時に期間限定査証免除を行った実績があること等に鑑み、早急に実現すべきである。	2005年3月現在、わが国は59カ国に対して商用・観光ビザを免除しているが、その中に韓国は含まれていない。
zA100011	全省庁	国・地方自治体向け金銭債権の証券化等に係る譲渡禁止特約の解除	5053	5053A143	1	6	(社)日本経済団体連合会	143	国・地方自治体向け金銭債権の証券化等に係る譲渡禁止特約の解除	各省庁・地方自治体向け金銭債権につき、速やかに譲渡禁止特約を廃止すべきである。そのため、各省庁共通のルール(譲渡先が金融機関の場合は債権譲渡禁止特約の適用除外とする、事前承認手続を大幅に簡素化する、債権譲渡に対する取扱を統一する)を策定することが求められる。地方公共団体に関しても同様の取扱いが求められる。		資産流動化を促進する上で、債権譲渡禁止特約の存在が障害となっている。債権譲渡禁止特約の廃止に向けて、各省庁、地方自治体が共通ルールの下で着実に取り組むことが求められる。	国の機関及び地方自治体向けの金銭債権については、譲渡禁止特約が付されていることが多く、当該金銭債権の証券化等を行うことができない。近年、一部の省庁においては事前に承認を得ることにより譲渡を認めたり、特定の譲渡先については債権譲渡禁止条項適用の例外とする等、企業における売掛債権を活用した資金調達の支援・促進が図られている。しかし、省庁による対応のバラツキ、事前承認手続の煩雑さ、不透明さ等の問題が残されている。

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
5053A214zA zA100012	法務省 厚生労働省 警察庁 外務省	外国企業との契約に基づく専門的・技術的分野の外国人受入れに係る在留資格の早期整備	出入国管理及び難民認定法	-	-	-	我が国の活力を維持するという観点から、国内の労働力の活用を図りつつも、専門的、技術的分野において外国からの人材受入れを促進することが必要と考えており、外国人の優秀な人材を受け入れるための環境を一層整えていくことが重要である。					
5053A215zA zA100013	法務省 厚生労働省 警察庁 外務省	外国人の介護分野での在留資格の整備【一部新規】	出入国管理及び難民認定法	-	-	-	専門的、技術的分野の人材の受入れに積極的に取り組むべきと考えており、看護師・介護士等新たな分野での受入れを行う場合には、諸般の事情を考慮し、受入体制について万全の準備を行うべきである。					

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	要望 事項番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
ZA100012	法務省 厚生労働省 警察庁 外務省	外国企業との契約に基づく専門的・技術的分野の外国人受入れに係る在留資格の早期整備	5053	5053A214	1	3	(社)日本経済団体連合会	214	外国企業との契約に基づく専門的・技術的分野の外国人受入れに係る在留資格の早期整備	政府は上記閣議決定に従い、極力早期に必要な在留資格を整備すべきである。その際、事業活動の実態を反映した現実的かつ柔軟な要件設定を行い、わが国企業、外国企業ともに過度な負担を課すことのないようにすべきであり、在留期間について極力長期なものとする。ほか、仮に労働基準関連法令等の適用に関わる措置が必要とされる場合には、(1)1名で来日する場合にはその者を管理者とみなす、もしくは受入企業の社員に管理業務を認めること、(2)各種手続きにおいて処分性を伴った行為を介在させないこと、(3)届出書類を極力簡素なものとする、(4)業務独占資格者の介在を不要化すること、(5)労災等への保護措置の柔軟性を確保すること等が重要である。		近年、わが国企業の更なる国際競争力強化に向けて、共同研究・開発、マーケティングやシステム開発のアウトソーシング化等、国境を越えた様々な協力や事業再編等が増えている中、これら外国人を受入れるための制度の整備が強く求められている。しかし、現状では、外国企業がわが国に本店、支店、その他の事業所を有しない場合には、在留資格「企業内転勤」に該当せず、また、わが国企業と当該外国人の間には契約が存しない場合には、在留資格「技術」「人文知識・国際業務」の要件も満たさない。さらに、在留資格「短期滞在」では、在留期間が90日以内とされていることから長期にわたり滞在することはできない。	わが国企業と、わが国に本店、支店、その他の事業所がない外国企業とが一定の契約を締結し、同契約を履行するため当該外国企業に属する専門的・技術的分野の外国人を一定期間わが国に受入れる必要性が高まっているが、このような高度人材がわが国に滞在し必要な業務を行うための在留資格が整備されていない。2005年3月25日に閣議決定された「規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)」では、当会の昨年度の要望を受け、「我が国企業と海外の企業との共同研究・開発等を行うために受入れる海外の企業に所属する専門的・技術的分野の外国人が長期的に在留できるよう、国内法制との整合性に留意しつつ、早急に検討し、結論を得る。」(平成17年度検討・結論)とされた。
ZA100013	法務省 厚生労働省 警察庁 外務省	外国人の介護分野での在留資格の整備【一部新規】	5053	5053A215	1	3	(社)日本経済団体連合会	215	外国人の介護分野での在留資格の整備【一部新規】	介護福祉士の資格取得者や外国における隣接職種の資格者で一定の日本語能力を有する者等については、当該分野に関わる新たな在留資格を設け、わが国における介護分野での就労を認めるべきである。更には、日本の国家資格を取得するための準備活動の一環として、一定の日本語能力を有する者がホームヘルパー等の公的資格を取得してわが国で就労することを認めるとともに、これら資格を母国で取得できるよう厚生労働大臣等が指定した介護福祉士養成施設や訪問介護員養成研修事業者が日本語教育ならびに日本と同様の課程を実施する分校を海外で設置できる制度を設けることを検討すべきである。		介護は、少子化・高齢化が進む中、将来的に労働力不足が深刻化すると予想される分野であり、わが国の介護サービスの維持・充実の観点から、諸外国より優秀な人材を受け入れることが重要である。今回の日比合意は、とりわけこれまで専門的・技術的分野とみなされていなかった介護分野での外国人の就労の途が開かれた点で、その第一歩として評価できる。しかし、わが国の介護サービスの維持・充実の観点から、EPA交渉において合意した場合に限らず、同分野での外国人受け入れの一層の促進に取り組むべきである。	2004年11月に日比経済連携協定が大筋合意に達したことにより、一定の要件を満たすフィリピン人の介護福祉士候補者の入国を認め、日本語等の研修修了後、日本の国家資格を取得するための準備活動の一環としての就労(滞在期間の上限4年)や、国家試験を受験後、国家資格取得者は介護福祉士として引き続き就労することが認められることとなった。同時に、日本語の研修修了後、課程を修了した者に介護福祉士の国家資格が付与されることとなる日本国内の養成施設へ入学する枠組も設けられることとなった。しかし、具体的な受入れ人数については、日本側がフィリピン側と相談して決めるとされ、与えられる在留資格も「特定活動」と暫定的な対応となっている。また、他の外国人については、たとえ介護福祉士の国家資格等を取得しても、介護分野での就労を目的とした入国は認められていない。

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
5053A216zA zA100014	法務省 警察庁 外務省	高度人材に対する在留期間の長期化[新規]	出入国管理及び難 民認定法	-	-	-	高度人材に対する在留期間の長期化については、外国人の勤務先に一定の要件を設けるなどの措置を講じた上で、在留期間の上限を5年程度に引き上げるについて検討すべきである。					
5053A217zA zA100015	法務省 警察庁 厚生労働省 外 務省	専門的・技術的分野の外国人労働者の範囲の見直し[新規]	出入国管理及び難 民認定法	-	-	-	我が国の活力を維持するという観点から、国内の労働力の活用を図りつつも、専門的、技術的分野において外国からの人材受け入れを促進することが必要と考えており、外国人の優秀な人材を受け入れるための環境を一層整えていくことが重要である。					

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	要望 事項番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
zA100014	法務省 警察庁 外務省	高度人材に対する在留期間の長期化【新規】	5053	5053A216	1	3	(社)日本経済団体連合会	216	高度人材に対する在留期間の長期化【新規】	わが国経済社会の様々な分野で活躍する(あるいは活躍が期待されている)「高度人材」の受入れをより一層促進すべく、わが国で長期的かつ安定的に就労することを望む「高度人材」にとって阻害要因となっている最長3年の在留期間について、例えば在留資格「人文知識・国際業務」「技術」「投資・経営」等、総じて専門性が高く不法滞在者も少ない分野の人材(いわば「高度人材」)については、在留期間を5年に伸張するべきである。同時に、労働基準法の改正により2004年度から高度専門知識を有する者の有期労働契約期間が5年に延長されたこと等も踏まえ、これら高度専門知識を有する外国人が5年の有期労働契約を締結しわが国で就労する際には、その期間に合わせて在留期間を設定すべきである。		2005年3月29日に策定された「第三次出入国管理基本計画」では、専門的・技術的分野の外国人を積極的に受け入れる姿勢を引き続き示し、「経済、文化等様々な面で我が国に貢献している高度人材に対しては、1回の許可でより長期間の在留期間を決定することとし、安定的に我が国で活動しやすい方策を構築する必要性が指摘されている」として、「在留期間を伸長しても不法就労等の問題を発生させない仕組みを確立することを前提に、高度人材の在留期間の伸長を図っていく。また、併せて高度人材に含まれない専門的、技術的分野の在留資格に係る在留期間の伸長についても検討していく」としている。専門的、技術的分野の中でも、上記の在留資格「投資・経営」等の「高度人材」については、現行の在留期間(3年又は1年)終了までに更新の手続きを行う制度に代えて、一定の報告義務等を課し資格外活動等を行っていないことを証明すること等の手続きを導入することにより、不法就労等の問題の発生を防止することができる一方で、問題のない「高度人材」の身分の安定性は大いに高まる。	出入国管理及び難民認定法では、現在、一度の許可で与えられる在留期間は、「外交」、「公用」及び「永住者」を除き最長3年となっている。
zA100015	法務省 警察庁 厚生労働省 外務省	専門的・技術的分野の外国人労働者の範囲の見直し【新規】	5053	5053A217	1	3	(社)日本経済団体連合会	217	専門的・技術的分野の外国人労働者の範囲の見直し【新規】	現在では専門的、技術的分野に該当するとは評価されていない分野における外国人労働者の受入れについて、内閣に必要な体制を整備し、政府全体として結論を先送りすることのないよう期限を明確にした上で可及的速やかに検討を進めていくべきである。当面、例えば「技能」の在留資格で認められる活動として、入管法別表第一に定められている「産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動」をより広く解釈して基準省令を見直すとともに実務経験要件を緩和すること等により、わが国の産業競争力、地域経済、ならびに国民生活の維持・強化の観点から必要な外国人受入れを推進すべきである。同時に、「企業内転動」の在留資格についても、上記見直しを進めつつ、現在認められている「技術」又は「人文知識・国際業務」に加え、「技能」の在留資格に該当する活動を適用する方向で検討すべきである。		今後、労働力人口の減少が不可避的な状況にある中、わが国の国際競争力の維持・強化等を図る上では、わが国にとって付加価値の高い外国人労働者を適切に受け入れていくことが重要である。とりわけ、わが国の競争力の源泉である生産現場や関連サービス分野における高度の技術・技能、知識・ノウハウを有する人材や、豊かな国民生活や地域経済を維持する上で不可欠な人材などをより積極的に受け入れる必要性が高まりつつある。具体的には、マシンキーパー(生産システムのメンテナンスを迅速かつ確実にするため単なる商品の輸送だけでなく新規注文・改善提案・要望の受け付けや商品に係わる情報提供等を行うための必要な専門知識・ノウハウを有する) パリ式エステのトレーナー(わが国ホスピタリティ産業のサービス向上に不可欠であり日インドネシアEPA協定においてインドネシア側からも関心が示されている)、技能実習修了後の就労(わが国の産業競争力、地域経済、国民生活の維持・強化に必要な分野において特に高度な技能を修得した者の就労で日インドネシアEPA協定においてインドネシア側からも関心が示されている(詳細は要望事項番号220参照))等の受け入れにつき要望がある。	現在、就労を目的とする在留資格として出入国管理及び難民認定法で定められているのは、「投資・経営」、「研究」、「技術」、「人文知識・国際業務」、「企業内転動」、「技能」等の14資格(「外交」、「公用」を除く)であり、このうち、主に企業活動の中で必要とされる各資格の具体的な要件は、出入国管理及び難民認定法第7条1項第2号の基準を定める省令にて定められている。2005年3月29日に策定された「第三次出入国管理基本計画」では、専門的・技術的分野の外国人を積極的に受け入れる姿勢を引き続き示し、「現行の在留資格や上陸許可基準に該当しないものでも、専門的、技術的分野と評価できるものについては、経済、社会の変化に応じ、産業及び国民生活に与える影響等を勘案しつつ、在留資格や上陸許可基準の整備を行い、積極的に受入れを進めていく」と指摘するとともに、「受入れに伴うプラスとマイナスの側面を十分勘案しつつ、現在では専門的、技術的分野に該当するとは評価されていない分野における外国人労働者の受入れについて着実に検討していく」としている。

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)
5053A218zA zA100016	外務省(数次査証発給範囲等の公表等)	短期滞在数次査証の緩和措置の徹底と円滑な実施等【新規】	外務省設置法第4条第13項	数次査証の発給対象範囲等の公表等につき、平成17年度中に措置する。	b		数次査証発給対象者の範囲等については、各在外公館のホームページ等を通じ周知を図るとともに、査証発給体制の充実・強化により、適正かつ円滑な査証発給を行っていききたい。		回答では、数次査証発給対象者の範囲等を各在外公館のホームページ等を通じ周知を図ること、査証発給体制の充実・強化により、平成18年度までの対応が困難である理由が示されていない、改めて検討されたい。	d		措置の分類をdに訂正する。
5053A218zA zA100017	外務省(査証申請受付の柔軟な運用)	短期滞在数次査証の緩和措置の徹底と円滑な実施等【新規】	外務省設置法第4条第13項	査証審査については、申請に不備・疑義がない場合には、標準処理期間内に適切に処理している。	d		査証審査については、申請に不備・疑義がない場合には、標準処理期間(公館により異なるが5日より短いケースもある)内に適切に処理するように努めているところである。					

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
zA100016	外務省(数次査証発給範囲等の公表等)	短期滞在数次査証の緩和措置の徹底と円滑な実施等(新規)	5053	5053A218	1	1	(社)日本経済団体連合会	218	短期滞在数次査証の緩和措置の徹底と円滑な実施等(新規)	<p>上記緩和措置に関し、各在外公館のホームページ(現地語、日本語、英語)や査証申請窓口等における周知・数次査証取得の奨励等の一層の徹底を図るとともに、査証発給体制の充実・強化により、緩和措置のより円滑な実施を図るべきである。</p> <p>なお、短期滞在の一次査証の申請において、申請日の翌日から渡航予定日までにワーキングデーが5日間確保されない場合においても、例えば、申請者が数次査証の発給要件対象者などの場合には、審査の上で発給が間に合わない場合もあることを説明した上で、申請者の事情を踏まえた柔軟な受付を実施すべきである。</p>		<p>アジア諸国等とわが国との経済関係の深化に伴い、これら各国で事業活動を行っているわが国企業に所属する各国社員やわが国企業とビジネス関係を有する各国企業に所属する社員が、商用目的でわが国に随時・円滑に入国することが事業活動遂行の上で極めて重要となっている。今回実施された短期滞在数次査証の緩和措置は、これらに対応する上で極めて有効な措置であり、その周知徹底と円滑な実施が求められる。しかし、在外公館のホームページ等を確認したところ、現時点では、今回の緩和措置が必ずしも十分に掲載されておらず、政府には在外公館の対応ぶりを把握の上、必要に応じてなお一層の措置を講ずるべきである。当会としても各種広報活動に協力していきたい。</p> <p>なお、数次査証を有しない者が緊急な商用でわが国に出張することが必要な場合も増えているが、申請日の翌日から渡航予定日までにワーキングデー(土日、休館日を除く)が5日間確保されない場合は申請が受理されないなど、査証申請窓口では硬直的な運用が行われているとの指摘がある。</p>	<p>2005年1月より、短期滞在数次査証の緩和措置が実施され、発給対象国の拡大(一部のアジア諸国16カ国、全アジア大洋州諸国35カ国及び3地域)、発給対象者の拡大(管理職、役職を問わず在籍1年以上の職員)、有効期間の延長(1年、3年(ロシア及び中国を除くAPEC加盟諸国人は5年))が行われた。また、2005年3月25日に閣議決定された「規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)」において、「短期商用等で我が国に入国するアジア諸国人等に対して数次査証を取得するよう奨励するため、数次査証の発給基準を公表し、在外公館等において周知徹底に努めるとともに、我が国国内においても適宜広報を行う。」(平成17年度措置)とされたことを受け、外務本省より在外公館向けにホームページへの掲載等の周知徹底措置に関する通知が発出された。また、同通知において、上記の標準処理期間については、問題がない場合は申請翌日から起算してワーキングデー(土日、休館日を除く)5日目に査証が発給されるとしている。</p>
zA100017	外務省(査証申請受付の柔軟な運用)	短期滞在数次査証の緩和措置の徹底と円滑な実施等(新規)	5053	5053A218	2	1	(社)日本経済団体連合会	218	短期滞在数次査証の緩和措置の徹底と円滑な実施等(新規)	<p>上記緩和措置に関し、各在外公館のホームページ(現地語、日本語、英語)や査証申請窓口等における周知・数次査証取得の奨励等の一層の徹底を図るとともに、査証発給体制の充実・強化により、緩和措置のより円滑な実施を図るべきである。</p> <p>なお、短期滞在の一次査証の申請において、申請日の翌日から渡航予定日までにワーキングデーが5日間確保されない場合においても、例えば、申請者が数次査証の発給要件対象者などの場合には、審査の上で発給が間に合わない場合もあることを説明した上で、申請者の事情を踏まえた柔軟な受付を実施すべきである。</p>		<p>アジア諸国等とわが国との経済関係の深化に伴い、これら各国で事業活動を行っているわが国企業に所属する各国社員やわが国企業とビジネス関係を有する各国企業に所属する社員が、商用目的でわが国に随時・円滑に入国することが事業活動遂行の上で極めて重要となっている。今回実施された短期滞在数次査証の緩和措置は、これらに対応する上で極めて有効な措置であり、その周知徹底と円滑な実施が求められる。しかし、在外公館のホームページ等を確認したところ、現時点では、今回の緩和措置が必ずしも十分に掲載されておらず、政府には在外公館の対応ぶりを把握の上、必要に応じてなお一層の措置を講ずるべきである。当会としても各種広報活動に協力していきたい。</p> <p>なお、数次査証を有しない者が緊急な商用でわが国に出張することが必要な場合も増えているが、申請日の翌日から渡航予定日までにワーキングデー(土日、休館日を除く)が5日間確保されない場合は申請が受理されないなど、査証申請窓口では硬直的な運用が行われているとの指摘がある。</p>	<p>2005年1月より、短期滞在数次査証の緩和措置が実施され、発給対象国の拡大(一部のアジア諸国16カ国、全アジア大洋州諸国35カ国及び3地域)、発給対象者の拡大(管理職、役職を問わず在籍1年以上の職員)、有効期間の延長(1年、3年(ロシア及び中国を除くAPEC加盟諸国人は5年))が行われた。また、2005年3月25日に閣議決定された「規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)」において、「短期商用等で我が国に入国するアジア諸国人等に対して数次査証を取得するよう奨励するため、数次査証の発給基準を公表し、在外公館等において周知徹底に努めるとともに、我が国国内においても適宜広報を行う。」(平成17年度措置)とされたことを受け、外務本省より在外公館向けにホームページへの掲載等の周知徹底措置に関する通知が発出された。また、同通知において、上記の標準処理期間については、問題がない場合は申請翌日から起算してワーキングデー(土日、休館日を除く)5日目に査証が発給されるとしている。</p>

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
5053A219zA zA100018	外務省 法務省	台湾修学旅行生等への査証の免除【新規】	外務省設置法第4条第13項、出入国管理及び難民認定法第6条第1項	台湾住民に対しては本年3月11日から9月25日まで短期滞在査証免除を実施している。	b		愛知万博期間中の実施状況を踏まえ、問題がなければ、恒久的な査証免除を検討する考えである。		今国会において、議員立法によって必要な措置がなされる見込であることを踏まえ、改めて対応策を示されたい。	a		8月5日、万博期間終了後も台湾居住者に対する査証免除措置の継続を可能とする入管法の特例法が議員立法によって成立したものと承知しており、今後は法律施行までに所要の政令を整備するなど準備を進めていくことになる。
5063A001zA zA100019	外務省	中国人団体観光短期滞在査証の発給対象地域の拡大	外務省設置法第4条第13項	査証発給対象地域を、北京市、上海市、広東省、天津市、山東省、浙江省、江蘇省、遼寧省の3市5省に限定。	a		本年7月25日より査証発給対象地域を中国全土に拡大することを決定済みである。					

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
zA100018	外務省 法務省	台湾修学旅行生等への査証の免除(新規)	5053	5053A219	1	2	(社)日本経済団体連合会	219	台湾修学旅行生等への査証の免除(新規)	現在、台湾住民の査証取得等に関し各種の緩和措置が講じられているが、同住民の日本への更なる観光誘致のためにも、短期滞在査証の免除措置が引き続き実施されるよう(少なくとも修学旅行生に対し)、関連法の改正も含め、所要の措置を早急に講ずるべきである。		わが国観光産業及び地域経済の振興ならびに人的交流の促進による国際的な相互理解促進等の観点から、わが国が観光立国を実現するための基盤整備は極めて重要である。とりわけ査証については、規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)でも指摘のある通り、日本の治安への影響を考慮しつつ、問題のない国・地域に対する査証免除対象国の拡大を図っていく必要がある。台湾住民(とりわけ修学旅行生)については、日本における治安等へのリスクは他の査証免除対象国と比較しても高いとは言えず、査証免除は問題ないと考える。	2004年9月1日より台湾修学旅行生に対して査証申請提出書類の簡素化、査証料免除措置が実施されている。また、「二千五年日本国際博覧会への外国人観光旅客の来訪の促進に関する法律」に基づき、愛知万博期間中(2005年3月11日～2005年9月25日)は、身分証番号が記載された台湾護照(旅券)を所有する台湾住民に対して短期滞在査証が免除されているが、同法は愛知万博の終了日に失効することになっている。なお、香港については、2004年4月1日より香港特别行政区(SAR)旅券所持者及び英国海外市民(BNO)旅券所持者(香港居住権者)に対して査証免除措置が実施されるとともに、中国についても、30日以内滞在予定の修学旅行生に対し短期滞在査証が免除されている。
zA100019	外務省	中国人団体観光短期滞在査証の発給対象地域の拡大	5063	5063A001	1	1	長崎県	1	中国人団体観光短期滞在査証の発給対象地域の拡大	中国人団体観光短期滞在査証の発給対象地域は、北京市、上海市、広東省、天津市、山東省、浙江省、江蘇省、遼寧省の3市5省に限定されており、発給対象地域を中国全土に拡大してもらいたい。	現在、発給対象地域を限定していない国が40を超えている中で、日本は3市5省に限定しており、訪日観光客を増大させるにあたって大きな障害となっているため、発給対象地域を中国全土に拡大する。	発給対象地域を中国全土に拡大することにより、中国からの観光客が大幅に増大すると考えられ、これに伴い、地域経済の活性化及び雇用創出が期待できる。	

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
5063A002zA zA100020	外務省 警察庁	一定の条件を満たす中国人に対す 数年有効マルチビザの発給	外務省設置法第4条 第13項	一定基準を満たす者に対しては、短期 滞在に係る数次査証を発給している。	d		中国人に対しては、一定基準を満たす 日系企業関係者、IT関係者等に対し1 年又は3年有効の短期滞在数次査証 を現地限りで発給する措置をとってい る。					
5063A003zA zA100021	外務省 警察庁 法務省	韓国及び台湾居住者に対する短期 滞在査証の免除	外務省設置法第4条 第13項、出入国管 理及び難民認定法 第6条第1項	韓国人に対しては本年3月1日より9月 30日まで短期滞在査証免除を実施し ている。台湾住民に対しては本年3月1 1日から9月25日まで短期滞在査証免 除を実施している。	b	及び	韓国・台湾に対する短期滞在査証免除 については、現在実施されている期間 限定査証免除の実施結果等を踏まえ て総合的に検討する考えである。		回答では平成18年度までの実施は困 難とされているが、台湾については今 国会での議員立法での短期滞在査証 免除措置が見込まれる中、残る韓国に ついて平成18年度までに実施困難とさ れる理由について具体的に示された い。	b	韓国に対する短期滞在査 証免除については、現在実 施されている査証免除の実 施結果及び我が国における 犯罪状況等を踏まえて総合 的に検討する考えであり、現 時点で具体的な実施時期を 明記することは困難である。	

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
zA100020	外務省 警察庁	一定の条件を満たす中国人に対する 数年有効マルチビザの発給	5063	5063A002	1	2	長崎県	2	一定の条件を満たす中国人に対する数年 有効マルチビザの発給	所得や海外渡航実績等、一定の条件 を満たす中国人全てに対して数年有効 のマルチビザ発給を認めてもらいたい。	現在、中国人に対する数年有効のマル チビザの発給については、株式市場上 場企業等の管理職等にAPECビジネス 数次査証が発給されているところであ るが、発給実績が少ない状況にある。 また、中国から日本へのビザについ ては、親族の訪問、商務等の目的でしか個人 ビザが発給されず、その都度招へい 状が必要であるため、観光目的での訪 日は、団体観光以外にはできない状況 である。 今後、不法滞在を発生させることなく中 国人訪日観光客の増加を図るため、一 定の条件を付してそれを満たす中国人 すべてに対して数年有効のマルチビザ 発給を認め、この者については、個人で の訪日も可能とする。	中国人に対し数年有効のマルチビザを 発給し、個人での訪日観光を可能とす ることにより、観光客が大幅に増加すると 考えられ、これに伴い、地域経済の活性 化及び雇用創出が期待できる。	
zA100021	外務省 警察庁 法務省	韓国及び台湾居住者に対する短期 滞在査証の免除	5063	5063A003	1	3	長崎県	3	韓国及び台湾居住者に対する短期滞 在査証の免除	韓国及び台湾居住者に対しては、「愛 地球博」期間中に限定して短期滞在 査証が免除されているが、「愛地球博」終 了後も引き続き免除措置を実施してもら いたい。	韓国及び台湾居住者の訪日観光客数 は、第1位、2位を占めており、両国・地 域居住者の訪日を促進するため、現在、 「愛地球博」期間中に限定している短期 滞在査証の免除を、「愛地球博」終了後 も引き続き実施する。	韓国及び台湾居住者に対する短期滞 在査証の免除を行うことにより、訪日観 光客がさらに増加することが考えられ、 これに伴い、地域経済の活性化及び雇 用の創出が期待できる。	

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
5080A001zA zA100022	外務省	中国に対する訪日団体観光査証の 発給に係る審査期間の短縮化	外務省設置法第4条 第13項	団体観光の査証発給日数は、原則5労働日である。	C		中国国民訪日団体観光については、標準処理期間を5日としているが、本年7月25日から査証発給対象地域を中国全土に拡大することとなり、今後、新規拡大地域からの査証申請の増大が予想されることもあり、現時点で右期間を3日以内に短縮することは困難である。訪日団体観光査証の発給に係る手続の迅速化については、今後の実施状況の推移を見つつ、検討していくこととしたい。		政府の「ビジット・ジャパン・キャンペーン」を効果的に展開し、国際競争力のある訪日促進策を進めていくためには、中国に対する査証発給の期間短縮化は極めて重要な課題であると考えられる。 中国からの観光客誘致を進めている多くの国の中には、3日以内に観光査証を発給している事実もあると認識している。 「現時点で右期間を3日以内に短縮することは困難である」とされること、当該キャンペーンは「2010年までに1,000万人の訪日外国人誘致」との限定的な対応を行うものであり、訪日団体観光査証発給手続の短縮可能日数および実施見込時期を示されたい。	C		欧州各国は、中国人団体観光客による失踪者等の問題が発生していることから、査証審査を厳格化していると承知している。我が国としても、本年7月25日から査証発給対象地域を中国全土に拡大したところであり、団体観光査証の発給にかかる手続の迅速化については、今後の実施状況の推移を見つつ、検討していくこととしたい。
5088A001zA zA100023	全省庁	国及び地方自治体のリース契約の 取扱いについて	-	-	C	-	外務省においては、事務機器の借入れ等は既に国庫債務負担行為により複数年契約を実施している。		要望者は以下のような追加意見を提出しているところであり、要望者の意図も踏まえ、今一度検討されたい。 各省庁からの回答では「物品等のリース契約については、単年度契約や購入による場合と比較して合理性が認められる場合には、国庫債務負担行為による複数年契約の活用を検討している」とされているが、どのような場合に合理性が認められるのか明確にすべきである。なお、一部の省庁では「単年度契約」のみとの回答をされているが、国庫債務負担行為による複数年契約の活用についても検討を行うべきである。 国とのリース契約について、地方自治法234条の3、地方自治法施行令第167条の17と同等の法令改正を行い、リース契約を長期継続契約の対象とする等の法制度の整備を行うべきである。			外務省においては、事務機器の借入れ等は既に国庫債務負担行為により複数年契約を実施している。

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
zA100022	外務省	中国に対する訪日団体観光査証の 発給に係る審査期間の短縮化	5080	5080A001	1	1	大阪府	1	中国に対する訪日団体観光査証の発給 に係る審査期間の短縮化	査証発給の審査期間を3日以内に短縮 する。	中国に対する訪日団体観光査証の発給 業務の迅速化を図り、中国からの観光 客誘致を一層促進する。	中国人団体観光客が日本を旅行先の 候補とすることは多いが、他国に比べ、 訪日団体観光査証の発給審査期間が長 いと言われている。諸外国で最短5日未 満で発給する国もあるが、日本の発給は 最短でも土日を除き5日以上必要(審査 に時間を要する場合には発給までに1~ 2か月程度かかる場合あり)となっており、 月曜日に申請しても実際に査証を手 にするのが翌週となる。このことは、中国 人の旅行の行き先として日本を選択する 際のマイナス要素となっており、他国と の観光PRの競争上支障がある。 そのため、他国で2~3日程度で発給 している事例があること、週の前半に申 請すればその週のうちに発給される魅力 あるシステムを構築する趣旨から、中国 の審査期間の最短を3日以内とされた い。 このことにより、「最短の場合、申請と 同一週に発給が可能(月曜 金 曜)があり、観光プロモーション上大きな セールスポイントとなる。」ことから、中国 人団体観光客の受け入れの増加が期待 できる。	
zA100023	全省庁	国及び地方自治体のリース契約の 取扱いについて	5088	5088A001	1	6	社団法人リース事業協会	1	国及び地方自治体のリース契約の取扱 いについて	国とのリース契約を地方自治体と同様 に長期継続契約の対象とすること。 地方自治体とのリース契約(長期継続 契約)に際して、地方自治体から付され る契約解除条項を削除等すること。		現在、各省庁がOA機器や車両を導入 するに際しては、複数年度の使用が明 白であっても、手続上の煩雑さゆえに国 庫債務負担行為として扱わずに、単年度 リース契約を更新している。この単年度 リース契約は、ほとんどの場合にリース 会社が投資元本の未回収リスクを負って いる。投資元本の未回収リスクを負うか 否かはリース会社の判断であるが、現行 制度が実質的にリース会社のリスク負担 を強いている。地方自治法改正 により、リース契約は長期継続契約の対 象となっているが、一部の自治体では リース契約書に「翌年度以降において歳 入歳出予算の当該金額について、減額 又は削減があった場合は、契約を解除 する。」趣旨の条項が付されることがあ る。この条項により、リース会社には解 約リスクが残る一方、地方自治体は解約 を前提としないファイナンス・リースのメ リットを享受することになり、衡平を欠く。	

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
5088A034zA zA100024	全省庁	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除	平成13年12月17日付平成13・12・14中庁第2号及び平成16年3月経済産業省よりの「債権譲渡禁止特約の解除範囲拡大の御依頼」	契約書に記載の債権譲渡の禁止条項に、必要に応じて債権譲渡禁止特約のただし書きを設けている。	C		無制限な債権の譲渡は、国の債務権利関係を複雑化し(債主が特定できなくなる)、過剰な負担を生じせしめる可能性があるが、外務省としては、全省庁で統一的な対応がされるのであれば、検討可能。		要望者から以下のとおり意見が提出されていることを踏まえ、再検討願いたい。 「既に措置済みとしている省庁がある一方で、「検討する」と回答しつつ検討期間が明記されていない等の対応に相違があり、各省庁の統一的かつ早急な対応を強く求める。」	C	-	無制限な債権の譲渡は、国の債務権利関係を複雑化し(債主が特定できなくなる)、過剰な負担を生じせしめる可能性があるが、外務省としては、全省庁で統一的な対応がされるのであれば、検討可能。
5096A001zA zA100025	外務省	クレジットカード決済による支払業務	会計関係法令に規定されている以外に、クレジットカード決済による支払いを規制する規則や運用は無い。	クレジットカードによる決済は行っていない。	C		個々の支出における公私の区別、支出の管理の徹底、カードの紛失やカード情報流出の危険性、さらに途上国などにおけるカード利用の限界等に鑑み、クレジットカードの利用を一律に導入することは困難。		各省庁で発生する出張旅費や物品購入などの支払いをクレジットカードや購買カード(職員食堂など使用できる場所を限定したカード)で支払う事について、規制の有無について改めて確認させていただきたく、お願いします。(ある場合には、具体的な法律・通達名も併せてご教示いただきたく、お願いします。)	C	-	出張旅費については、旅費法により出張者個人に支払うことが決められている。

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
zA100024	全省庁	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除	5088	5088A034	1	6	社団法人リース事業協会	34	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除	各省庁及び地方自治体において、統一かつ早急に債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約(リース契約等)及び譲渡対象者の拡大(特定目的会社等)を望む。		各省庁の対応が異なり、統一かつ早急な対応を求める。	
zA100025	外務省	クレジットカード決済による支払業務	5096	5096A001	1	1	株式会社クレディセゾン・株式会社富士通総研	1	クレジットカード決済による支払業務	各省庁で発生する出張旅費や物品購入などの支払いを職員による立替精算や請求書支払でなく、クレジットカード支払で行うことに対する規制緩和(運用変更)をしていただきたい。	出張旅費や物品購入等の支払業務をクレジットカード払いで行い、仮払・立替払や請求書払いなどの業務処理を各職員にクレジットカードを配布し、業務を効率化・簡素化する。	前回要望に対し御省より「コーポレート・カードによる決済を行った場合、会計機関として、個々の具体的な支払について事前に適否を判断し、予算執行管理を行うことが困難となる等の問題がある。また、他省庁と異なり、当省においては、在外公館に資金管理に責任を有する出納官吏を設置しており、クレジットカードを利用することなく、各任地国において適切な支払いを行うことが可能である。紛失の危険、一部諸外国での利用の限界等を踏まえれば、各在外公館が直接現地業者等に対して支払いを行うことが会計事務の安定性、透明性に資する。」との回答をいただいた。予算執行管理の困難性の問題については、多くの他省庁が実施していることにかんがみれば、問題はないと考える。また、在外公館のみならず、国内での支出に關してもクレジットカード支払を導入して頂きたい。	